

第 15 回

奥州市都市計画審議会議事録

平成25年11月13日招集

奥州市都市整備部都市計画課

第15回奥州市都市計画審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年11月13日（水） 午前10時00分開会
- (2) 場所 奥州市役所 7階 委員会室

2 協議事項

- (1) 奥州市景観計画（案）について

3 会議を構成する者の現在総数及び出席者の数

- (1) 会議を構成する者の現在総数 15名
 - 内訳 1号委員 7名
 - 2号委員 5名
 - 3号委員 3名
- (2) 出席委員数 12名
 - 1号委員 千葉 龍二郎（都市計画審議会会長）
小野寺 哲 郎
及 川 正 和
佐 藤 信 義
鈴 木 まゆみ
高 橋 安 子
 - 2号委員 三ノ宮 治
関 笙 子
三 宅 正 克
内 田 和 良
 - 3号委員 川 村 俊 通（代理出席 梅村芳男調整課長）
横 倉 均
- (3) 欠席委員数 3名
 - 1号委員 飯 田 益 子
 - 2号委員 阿 部 加代子
 - 3号委員 神 田 秋 雄

4 議事

午前10時00分

(1) 開会

(太田都市計画課長補佐)

それでは、ただいまより第15回奥州市都市計画審議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。本日進行を務めさせていただきます、都市計画課の太田と申します。よろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきたいと思っております。資料は事前にお配りしておりました「奥州市景観計画（案）」という冊子でございます。お持ちいただいていると思っております。それから、本日の次第、委員名簿、資料1、資料2でございます。以上が本日の資料となっております。資料のない方、計画（案）をお持ちにならなかった方がいらっしゃいましたら、お声をかけていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは次に会議の成立について、ご報告申し上げます。

本日は審議会委員15名中、欠席通告委員が2名、外2名の委員がお見えになっておりませんので、出席委員が11名でございます。奥州市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、委員の2分の1以上が出席しておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、代理で出席いただいている方についてご紹介いたします。3号委員の川村委員の代理といたしまして、岩手県南広域振興局土木部調整課長の梅村様にご出席いただいております。

それでは、副市長よりご挨拶申し上げます。

(2) 副市長挨拶

(後藤副市長)

皆様、ご苦勞様でございます。副市長の後藤でございます。本日はお忙しいところ、都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。本来ですと、市長からご挨拶申し上げるところでございますが、本日は市長会の関係で出張中ですので、代わって私から一言ご挨拶申し上げます。

本日、審議していただくのは景観形成ということでございますが、これについて振り返ってみますと、奥州市では平成20年に景観行政団体になりまして、平泉の世界遺産に関連した白鳥館遺跡周辺や長者ヶ原廃寺跡周辺を中心とした地域を、奥州市平泉文化揺籃の地として、重点的に景観形成を行う地域として計画し、平成23年から実施しております。今回は、この計画を市全域に広げていく案を提案するわけでございます。これについては、市全域で非常に広い地域でございますので、7つの地域に区分しまして、あまりに強い規制ですと、なかなか浸透いたしませんので、ある程度柔軟な形で進めてい

く案になっております。

現在までに市民の方々、地域の方々に説明をしまして、様々なご意見をいただき、本案を取りまとめてきたところでございますが、本日は審議会の皆様にご意見をいただきながら、案をまとめていきたいと思っております。そして、出来れば12月の議会に出したいということでございますので、よろしくお願いを申し上げて、ご挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

(太田都市計画課長補佐)

続きまして、千葉会長よりご挨拶申し上げます。

(3) 会長挨拶

(千葉龍二郎会長)

おはようございます。第15回奥州市都市計画審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。皆様にご出席をいただきまして、私からも御礼申し上げます。

私事ですけれども、会議所は10月いっぱいの任期でございましたが、再任されまして、あと3年継続することになりました。この会議にも出席させていただいているところでございます。ひとつよろしくお願いたします。

先程、後藤副市長さんからもお話しありましたように、今回で既に15回も回を重ねている審議会でございます。その間色々と提案をしていただきまして、それが市の発展、あるいは市の景観に寄与しているということで、改めて感謝申し上げます。今日も色々ご意見を頂戴して参りたいと思っておりますので、よろしくお願して挨拶いたします。

(4) 議事録署名人の指名について

(太田都市計画課長補佐)

それでは、次第4の議事録署名人の指名以降の進行につきましては、議長を務めます千葉会長の進行でお願いいたします。

(千葉龍二郎会長)

それでは、進行役を務めますので、よろしくお願いたします。

次第4の議事録署名人の指名について、私の方からご指名してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、2号委員の三ノ宮治委員と、3号委員の横倉均委員のお二方をお願いしたいと思いますよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

では、よろしくお願いいたします。

(5) 協議

(千葉龍二郎会長)

それでは、次第5の協議に入ります。本日の会議がスムーズに進みますように、委員の皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。なお、本日の審議会は、奥州市情報公開条例第37条の規定に基づきまして、公開といたします。

[協議]

①議題

(千葉龍二郎会長)

それでは協議(1)の「奥州市景観計画（案）について」、事務局より説明をお願いいたします。

②説明（事務局）

(境田都市整備部長)

都市整備部長の境田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは協議(1)「奥州市景観計画（案）について」でございます。奥州市では市全域にかかる景観計画の策定に取り組んでございまして、このほど計画案がまとまりました。

景観計画の策定手続きにおきまして、景観計画を定めるときには都市計画審議会の意見を聞かなければならないという規定が景観法第9条第2項にございますことから、本審議会に付議するものでございます。

本日は、景観法の概要についてご説明した後、「奥州市景観計画（案）」についてご説明して参ります。

それでは、景観法の概要については担当課長から説明をいたします。

(稲田都市計画課長)

都市計画課長の稲田でございます。

それでは、景観法の概要につきましてご説明をいたします。資料1をご覧ください。まず始めに「（1）景観法について」でございますが、平成16年に公布された景観の整備、保全に関する基本理念や仕組みを盛り込んだ総合的な法律で、地方公共団体の景観への取り組みを法的にバックアップするための仕組みを決めた法律でございます。今までの地方自治体の自主的な条例は、お願いでしかなかったものに、法的な根拠を持たせたものでございます。次に述べる景観行政団体が景観計画や条例をつくることによって、効力を持つこととなります。

「（2）景観行政団体とは」ですが、その地域の景観に関する施策を一元的に行う主体であり、都道府県や政令指定都市は自動的に景観行政団体となります。それ以外の市町村は都道府県との協議によりまして、景観行政団体となることができます。岩手県内

では、岩手県のほかに現在平泉町など八つの市と町が景観行政団体となっております。景観行政団体となることによりまして、景観法に基づく景観計画を策定することができます。そして、計画区域を定め、その区域内で建築などを行う場合、その種類や内容などを景観行政団体の長に届けることとなります。

奥州市は平成20年8月に景観行政団体となりました。現在は法に基づかない自主条例の「奥州市の優れた景観を守り、育て、つくる条例」と、景観法に基づく「奥州市平泉文化揺籃の地景観計画」の二つにより景観行政に取り組んでおります。この二つの内容を反映させた、景観法に基づく奥州市全域にわたる「奥州市景観計画」を策定し、運用に必要な事項を定めた「奥州市景観条例」を制定し、平成26年4月からの運用の実施を目指しております。

次に「(3)景観計画とは」でございます。景観計画の特徴は、景観行政団体が策定し、区域や一定の行為に対する届出や勧告の基準などを定めることができます。そして届出や勧告対象の行為は、景観条例で新たに付け加えることや、規模を定めることが可能です。また、地域の景観上重要な建造物や樹木は指定をすることができます。道路や河川などの公共施設の整備は地域の景観に対して大きな影響を与えることから、景観重要公共施設として位置付け、景観に配慮した整備や景観の視点を加味した占用許可が可能となります。

景観計画で定める事項で、必ず定めなければならないものと地域の特性に応じて定めることができるものに分かれております。必須事項としましては、景観計画の区域、届出対象行為と景観形成基準、景観重要建造物又は樹木の指定の方針です。選択事項としましては、良好な景観の形成に関する方針や屋外広告物の表示などに関する事項などがあります。

続きまして、裏面をご覧ください。奥州市景観計画の策定スケジュールについてご説明いたします。この計画の策定は平成23年度から3か年をかけて進めてきております。

平成23年度は市民ワークショップやワーキンググループ員会議により、基本方針の策定を行いました。市民ワークショップは地域の振興会等を通じて、各区より選出していただいた方々と、一般公募の5名を含む35名で市内各区の景観点検などを行いまして、さらに計画内容についてご議論をいただきました。また、ワーキンググループ員は市内の関係団体、市の関係部署の職員で組織しておりまして、より専門的な立場からご検討いただきました。

平成24年度は市民ワークショップやワーキンググループ員会議に加えまして、景観計画策定委員会・幹事会、さらには景観審議会にて検討を行い、素案を作成いたしました。

今年度は計画の策定や条例の制定に向けまして、5月には第1回の住民説明会を行い、併せてパブリックコメントも募集しました。8月には2回目の住民説明会を開催し、その後、景観計画策定委員会や景観審議会なども開催しております。

今後の予定としましては、12月議会に景観条例を付議し、景観審議会の諮問・答申を経て、平成26年4月1日に運用を開始したいと考えております。

続きまして、景観計画につきましては、担当の千葉からご説明いたします。

（千葉主任）

都市計画課計画係の千葉と申します。資料2「奥州市景観計画（案）の概要について」は、私からご説明させていただきます。少し長くなりますので、座っての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

資料2の1ページ目をご覧ください。まず、目的ですが、無秩序な開発などから今ある景観を保全するだけでなく、景観に新たな価値を創出して、市民と行政の協働のもと、地域の活性化や産業の振興を図ることを目的としています。そして、景観計画の区域ですが、奥州市全域を対象とします。

次に景観計画の理念ですが、「『水と緑のまち 奥州』～美しい自然・緑豊かな農村景観と、調和のとれた賑わいのあるまちなみ景観～」とし、目標を「雄大な自然に抱かれ 実りと暮らしが織りなす 協働の景観づくり」としています。そして下に示す五つを基本方針としています。

次に2ページ目に参りまして、景観計画の構成についてですが、こちらの脇に示すとおりとなっております。こちらは、奥州市総合計画や都市計画マスタープランなどとの整合性も図っております。

次に、その下の景観計画の地区区分についてですが、こちらの図をご覧ください。この図のとおり、市を七つの地区に区分しております。そして、それぞれの特性に合った景観形成を目指していきます。例えば、森林地区は市の西側に広がる胆沢区や衣川区を中心とする部分ですし、丘陵部田園地区は江刺区などを中心とした市の東側に広がる部分です。このように市を七つに区分しております。この中で平泉文化遺産地区（黄色の地区）は、これまでの「奥州市平泉文化揺籃の地景観計画」の地区ですので、これまでの取り組みを継続して、この計画では重点地区として位置付けていきます。

次に3ページに移ります。一般地区（黄色以外の地区）の届出対象行為についてです。一般地区については、景観に与える影響の大きい比較的大規模なものを届出対象としています。つまり、建築物の新築等に関しては高さ13メートルを超えるもの、または延べ床面積1,000平方メートルを超えるものを対象としています。ですので、一般の一戸建て住宅が届出対象となることは、まずないかと思えます。また、ここに示す届出対象は岩手県の一般の届出対象とほぼ同じような規模となっております。

この届出対象行為の中で、特徴を持たせたのが木竹の伐採です。高さ10メートルを超えるもの又は伐採面積が300平方メートルを超えるものを届出対象としました。ただし、これは地区を限定してございまして、扇状地田園地区（水色の地区）のみを届出対象としました。なぜここだけ届出対象とするのかということについては、3ページの下にQ&Aで『なぜ扇状地田園地区では木竹の伐採が届出対象行為なのですか』ということで載せてあります。皆様もご存じかとは思いますが、この扇状地田園地区は、日本三大散居のひとつにも数えられている地区で、奥州市を代表する景観でもあります。この胆沢散居は、扇状地に広がる田んぼの中にぽつぽつと家が点在し、家を取り囲む屋敷林（エグネ）が独特の景観を醸し出しています。ここではエグネを保護するために、扇状

地田園地区に限り、木竹の伐採を届出対象行為としました。ただし、届出対象ではありませんけれども、伐採自体を禁止するというものではございません。伐採の規模のご相談、伐採後の緑化についてお願いしようとするもので考えております。

次に一般地区の景観形成基準についてです。この景観形成基準とは、届出いただいた行為に対して審査する基準です。各地区により景観の特色は異なりますので、周辺地域の景観と調和した形態意匠・高さに配慮することとしています。また、外壁や屋根の色彩については、純色を用いないこととしています。純色とは2ページの下に色見本を載せておりますけれども、このようにぱっと明るい色です。このような色を全面に塗ってしまうと目立つ派手な建物となりますので、全面に使うことは禁止としました。ただし、アクセントとして部分的に使うことはできます。また、木竹の伐採についても、伐採を禁止するのではなく、伐採後に苗木等を植えることという基準にしています。

次に4ページをご覧ください。重点地区について説明させていただきます。この重点地区は、平成23年度に策定しました「奥州市平泉文化揺籃の地景観計画」の区域となっております。地区区分や届出対象行為、景観形成基準などは「奥州市平泉文化揺籃の地景観計画」とほぼ同じ内容となっておりますので、その取り組みを継続する形としています。

重点地区は、三つに地区区分しております。長者ヶ原廃寺跡と白鳥館遺跡などを含む歴史景観地区、その周辺地区の風土景観地区、国道4号の沿線の一般景観地区、この三つとなります。

重点地区の届出対象行為は5ページの上の表のとおりとなっております。こちらでは、建築物の新築については、全ての建築物が届出対象となっております。増築、改築などでも10平方メートルを超えるものが対象です。ただし、下の※にありますとおり、風土景観地区Ⅱ、ここは衣川の古戸などを含む地区ですけれども、その地区で専ら自己の居住の用に供するものは届出不要としております。

次に重点地区の景観形成基準ですが、図で示しますと、4ページの下ようになります。この絵のとおり、この地区では和風の木造建築を基本としております。屋根は入母屋、切り妻、寄棟など勾配のあるものを基本とし、外壁はレンガ調やタイル調などは避け、塗り壁調を奨励しております。屋根や外壁の色についても、使える色の幅を指定しています。また、軒の出、ケラバの出、緑化面積などについても規定しております。

次に6ページに参ります。景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針についてです。地域の良好な景観の形成に重要な役割を持っている建造物や樹木について、指定の方針を定めています。市民ワークショップからも、候補については様々な意見が出されましたが、今回は指定まではしておりません。

次に屋外広告物の表示等の制限の方針についてです。現在は岩手県の屋外広告物条例に基づいて規制が行われていますので、今後市独自の屋外広告物条例の制定について、検討を進めて参ります。

次に景観農業振興地域整備計画策定に関する事項についてですが、市の景観の中でも農村景観というのは重要な要素ですので、今後策定についても検討します。

次に景観重要公共施設に関する事項です。景観上重要である北上川と平泉文化遺産地区内の道路、河川を景観重要公共施設として指定し、整備に関する方針と占用等の許可基準を定めています。

次に景観まちづくり推進方針ですが、良好な景観の形成は市民や事業者と行政が協働して進めることが必要であり、それぞれの役割や協力体制などの仕組みを、ここで示しております。

最後になりましたが、届出の手続きについてです。届出対象となるような建築などを予定している場合には、設計などが決定する前に、事前相談をお勧めしていきます。景観への配慮事項の確認や提出書類等の確認など、よりスムーズに進めることが可能となるためです。届出は行為の着手30日前までに提出することとなっております。

以上、簡単ではございましたけれども、「奥州市景観計画（案）」についてご説明させていただきました。

③協議

◎千葉龍二郎会長

はい。ありがとうございました。

只今説明を受けまして、ご質問ご意見のある方はどうぞご発言願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○鈴木まゆみ委員

資料2の5ページの重点地区の届出対象行為の中で、増築や改築は10平方メートルを超えるものについては届出対象行為になっていますが、増築や改築を行った部分に対してのみ審査基準が適用されるのか、既存部分に対しても審査基準が適用されるのか、どちらなのかお聞きします。

●事務局（千田計画係長）

増築する部分だけの届出をしていただいて、その部分について基準を反映していただくという形になっております。

○鈴木まゆみ委員

増築であっても建物に対する増築と、敷地に対する増築がありますが、建物に対して増築する場合、既存部分は基準に適合しなくても、増築する部分が基準に適合すれば良いということですね。

●事務局（千田計画係長）

はい。既存部分に対しても基準に適合させるということはしません。ただし、徐々にではありますが、既存部分についても可能な限り基準に適合させていただきたいという指導はしていくかもしれません、基本的には増築する部分についてのみ審査をするこ

ととなっております。

○三宅正克委員

一般地区の景観形成基準の中に、外壁に純色を用いないことという基準がありますが、緑や黄緑は屋根に使用される場合があります。これは屋根だけであれば構わない、全体に塗らなければ構わないということでしょうか。

●事務局（稲田都市計画課長）

屋根にも純色を用いないことという基準がありますので、外壁と同じ考え方でございます。

○三宅正克委員

部分的にも純色の使用はできないのですか。

●事務局（稲田都市計画課長）

アクセントとして部分的に用いることは可能です。

○三宅正克委員

緑色を屋根に使用しているところは結構あると思いますが、緑色の屋根は適合しないということですね。

○鈴木まゆみ委員

それは重点地区だけではないのですか。

●事務局（稲田都市計画課長）

一般地区についても対象となります。担当の方から、「奥州市景観計画（案）」を用いてご説明いたします。

●事務局（千田計画係長）

一般地区、重点地区の両地区において、届出対象規模以上のものについては純色の使用が制限されます。純色に関する説明につきましては「奥州市景観計画（案）」の59ページに使用できる色彩の範囲を掲載しております。図中の赤線で囲まれた色が純色の扱いとなります。色についてはマンセル値として数値で定めておりますので、この数値基準に従って、純色に該当する色については避けていただくという方針でございます。

○三宅正克委員

緑色は周辺に調和する気がするのですが、なぜ使用できないのでしょうか。

●事務局（稲田都市計画課長）

緑も明度、彩度によって様々な種類がありまして、純色に該当する緑ですと明るく目立ちますので使用しないこととしております。

○梅村芳男調整課長（川村俊通委員）

資料2の3ページで一般地区の届出対象行為を見ますと、非常に大規模なものとなっております。これらの届出が提出された場合に、景観形成基準で純色を使用しないこととしているので、全ての建築物の屋根に純色を使用しないというものではないと思いません。大規模な建築物についてのみ、純色を使用しないという趣旨だと思いますが、違うのでしょうか。

●事務局（稲田都市計画課長）

一般地区について、戸建の一般住宅はほとんどのものが1,000平方メートルを超えないと思われまますので、届出対象行為にはなりません。大規模なものについてのみ、景観形成基準に基づいて純色を使用しないこととなります。

○関笙子委員

市民の方々からすると、景観条例というものはあまり馴染みのないものかと思われまますが、景観条例の施行に当たり、前沢の白鳥館遺跡等の歴史景観地区周辺の方々に対する説明や周知の徹底、その方法についてお伺いします。また、景観条例の強制力等の策定についてもお伺いします。

●事務局（稲田都市計画課長）

前沢と衣川の重点地区につきましては、平成23年から運用されている「奥州市平泉文化揺籃の地景観計画」から多少の変更はございますが、現在運用されているものとほぼ同様の内容ですので、ある程度浸透しているものと考えております。「奥州市平泉文化揺籃の地景観計画」を策定する際にも説明会を開催しておりまして、今回の「奥州市景観計画（案）」についても説明会を2回開催しております。

また、景観条例の強制力につきましては、市の条例では罰則等は定めない予定でございます。ただし、景観法には罰則がございますので、適用する際には、景観審議会で判断していただくこととなります。その後勧告等の手続きが行われることとなるので、安易な判断によるものにはならないと考えられます。

○関笙子委員

ある程度浸透しているものということですが、今回の計画が円滑に進むように、市民の方々にはしっかりした説明をしていただきながら進めていただきたいと思います。

●事務局（稲田都市計画課長）

建築設計を行う業者に対する説明会も今後予定しております。業者から施主への説明も生じると思いますので、業者への指導も今後検討して参ります。

○関生子委員

市民から異論の出ないよう、きちんと進めていただきたいと思えます。

●事務局（境田都市整備部長）

ご意見いただきました市民周知につきましては、担当課長からもご説明いたしました。関係機関へのご案内を行い、今年の8月6日には新聞記事にも取り上げていただいております。これらを踏まえて、後々問題が生じないように、広報等で周知して参りたいと考えております。

○横倉均委員

平泉は店舗等を茶系統にしていますが、それに隣接する重点地区についても同様の色彩になるのでしょうか。

●事務局（千田計画係長）

「奥州市平泉文化揺籃の地景観計画」を策定する際に、平泉町の景観計画を参考にしておりますので、同程度のマンセル値が指定されております。ですので、基本的には平泉町の色彩と相違ないものとなります。

○横倉均委員

条例制定についてですが、この条例は景観法に基づく委任条例なのでしょうか。この条例で罰則まで定めることはできるのでしょうか。

●事務局（稲田都市計画課長）

この条例は、景観法に基づきまして、奥州市が定めることのできるものを条例として定めるものでございます。

また、この条例では罰則等は定める予定はございません。

○横倉均委員

電線や高圧線等の架空線が消防活動に支障を来す場合がありますが、それらの問題を解決する対策は考えていないのでしょうか。可能であれば埋設していただきたいのですが。

●事務局（稲田都市計画課長）

それらの対策について、具体的なことは考えておりませんが、住民説明会でも架空線の地中化をするべきではないかというご意見もいただきました。しかし、これについて

は多額の費用を要するものであることから、水沢の駅前アーケード等のごく一部でしか実施できておりません。ですので、電線の地中化等を今回の計画に含むことは難しいと考えております。ですが、市役所横の通り等では可能な限り電線等を配置しないように、裏配線等によって景観上は配慮しておりますので、そのような形での配慮になると考えられます。

○及川正和委員

資料2の6ページの景観農業振興地域整備計画策定に関する基本的事項について、「奥州市景観計画（案）」の94ページの7に明記されておりますが、これによりますと、ほとんどが耕作放棄地の問題とエグネを含む景観に限定されているように思われます。農村に関しては、農地の耕作、地域の生活、営み等、人の手が加えられることによって、景観というものは守られるものであって、放置しては生まれないものでありますので、今後、景観農業振興地域整備計画の策定をどのように検討し進めていくのか、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

●事務局（稲田都市計画課長）

景観農業振興地域整備計画策定については、現時点では構想等は持っておりません。ですが、耕作放棄地等については、関係部署等と協議を進めていくということで、策定委員会の中で議論しておりますので、今後協議しながら進めるものになると考えております。

○及川正和委員

このような審議会の中で、農村の景観問題が取り上げられるということは、非常に良いことであり、特に農村の衰退は大きな問題となっておりますので、積極的に取り組んでいただけるよう、よろしく願いいたします。

○三ノ宮治委員

木竹の伐採について、枯損した木竹等は早急に処理すべきと考えられますが、これに関して届出は必要なのでしょうか。

また、屋外広告物について、商業活動に対しての規制も考えられるため、慎重に進めるべきかとは思いますが、景観上ある程度の規制が必要かとも思っております。そこで、今後検討を進めていくその方向性をお聞かせ願いたいと思います。

●事務局（稲田都市計画課長）

木竹の伐採については、管理上必要なものについての届出は必要ありません。対象規模以上のものについての届出になりますので、枝の伐採や枯損した木の伐採等の管理上必要な行為については届出の必要はございません。

屋外広告物については、景観との調和について議論になるところではございます。現

在は岩手県の条例に屋外広告物の規制がありますが、さらにそれ以上の規制を設けるか否かについては、市民や関係機関等と協議をしながら進めていくことになると思いますので、これについては今後の課題になると考えております。

○三ノ宮治委員

屋外広告物について、外の地域では農村地域に大きな看板が設置されるのを規制していたり、全然看板がない地域があったり、山中の鉄塔が緑色に塗装されていたり、おそらくこれらも条例だと思うのですが、このようなものについての規制の方向性をしっかり検討していく必要があるのではないかと思います。建築物の外壁等には原色を使用しないこととし、厳しく規制していますが、屋外広告物には原色を使用することもあると思われまので、規制しない場合であっても、景観を損ねない程度という曖昧な基準であれ示す必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

●事務局（稲田都市計画課長）

今回の計画は岩手県の条例に基づいておりますが、景観計画もこのまま変わらないものではございません。今後の住民の合意形成によっては、変更していくことにもなります。そのような段階で、屋外広告物等についても検討しながら、景観計画の中に定めることが可能ですので、今後そこで議論していくものの一つとして考えております。

○内田和良委員

十数年前に議会で要望したことがあります、地域の魅力づくりのために、屋根の色や建物の外観の色に方向性を持たせるべきではないかと言ったことがありました。先程の屋根の色や外壁の色の話を、やっとそのような意識を持ち始めたのかなと思いついておりましたが、例えばヨーロッパでは看板等に赤を用いてはならないという厳しい法律がありますし、瓦の色、屋根の色はこの色でなくてはならないという取り決めがあります。それによって、現在世界中から人々が観光に来る魅力ある地域づくりが完成し、続けられておりますが、そのような話は出なかったのかお尋ねしたいと思います。

●事務局（稲田都市計画課長）

市民ワークショップ等で各地区の景観点検を実施し、保全したい場所、特徴等を挙げていただきました。その中では、建物の色をこのようにしていこうという意見は特段出ませんでした。重点地区では、暗い色が多いので、もう少し明るい色でも良いのではないかと、明るい色も必要ではないかという意見はございましたが、世界遺産の関係もございいますので、これについてはやむを得ないものでございます。その他の地区では、建物の色を統一していく等のご意見はございませんでした。

○内田和良委員

好きな色を使いたいと思うことは自然なことではありますが、より大きな地域の利益

を考えるならば、行政はもっと積極的な姿勢であるべきだと思い、お尋ねさせていただきましたが、中途半端である印象を受けました。今後もこの程度の姿勢でいるのでしょうか。市民が誇りを持てる景観をつくるのであれば、もっと強い姿勢で指導するべきではないかと思えます。

●事務局（稲田都市計画課長）

行政と住民が一体となって考えていかなければならないものですので、行政が押し付けるだけではうまくいかないものです。今回は緩やかな規制をした上で、住民がこのようにしたいという合意形成が図れるのであれば、重点地区として地域の方向性を定めていく形になると思います。屋根の色等についても、例えばヨーロッパでも観光地については規制を厳しくして一様にしておりますが、それと奥州市の一般地区とを考えた場合に、今はそこまで規制できないものですので、今回は第一段階ということで、緩やかに指導していきます。今後機運が盛り上がれば、重点地区として特色あるまちづくりをしていくという考えでございます。

◎千葉龍二郎会長

ほかにどなたかいらっしゃいませんか。

それでは、ご意見も出たようでございます。大変貴重なご意見を数多く頂戴いたしまして、ありがとうございました。

それでは本日の審議会、審議を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(6) 閉会

（太田都市計画課長補佐）

様々なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、奥州市都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時00分 閉会

以上の審議会の大要が正確であることを証するため署名押印する。

平成 年 月 日

2号委員

印

3号委員

印